

宇宙機関間での協調による「Co-funded 事業推進枠組み」について

2025 年 9 月 10 日

宇宙航空研究開発機構（JAXA）

1. 本文書の目的

グローバルな宇宙ビジネスを加速するためには、企業の努力に加えて、複数国の官民の協働で当該宇宙ビジネスを成長させることが有効な場合がある。そして、こうした協働は、JAXA と各国の宇宙機関との間で積み重ねてきた実績や信頼関係をベースに促進していくことが効率的と考えられる。

こうした観点から、本文書は、両国の宇宙機関が連携し、グローバルな宇宙ビジネスを加速するための JAXA が考える「Co-funded 事業推進枠組み」について、海外の宇宙機関や、民間企業、大学、研究機関等（以下、単に「企業」という）に対して説明し、理解や協力を得ることを目的としたものである。

本枠組みは、両国企業の共同事業に対し、両国宇宙機関がそれぞれの支援を協調的に実施することで、グローバル市場に信任を示し、両国企業の成功につなげることを目指している。

なお、本枠組みは、Joint Call のように複数の機関が資金を出し合って同時審査・同時採択を行うものや、新たに制度を構築するものではなく、両国の宇宙機関がタイアップして、既存の企業支援や基金等の運用に当たっての情報連携等を促進し、結果的に Co-funded 事業の創出を促進するためのものである。

以後、「Co-funded 事業推進枠組み」は本文書全体の内容を指し、「Co-fund」は 2.(1)に定義する支援を指し、「Co-funded 事業」は Co-fund が行われている事業を指すこととする。

2. Co-fund とは

(1) Co-fund の定義

ここでは、両国企業による国際市場獲得を目指した共同事業に対し、両国の宇宙機関が、資金支援（委託、補助金等）、技術支援、共同研究等を通じて、自国の企業の活動に対して支援することを「Co-fund」と定義する。

なお、両国の宇宙機関による支援のバランスは、同程度又は相互補完的であることが基本であり、片方の機関だけが一方的に支援している状態は Co-fund ではないものとする。

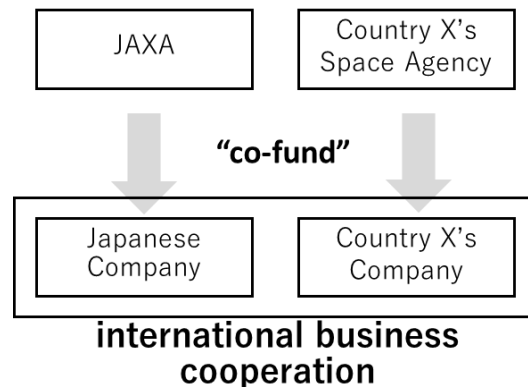


図1 Co-funded 事業のイメージ

(2) Co-fund による支援を行う主体

本枠組みでは、JAXA と各国の宇宙機関との間で積み重ねてきた実績や信頼関係をベースに両国企業による国際市場獲得を目指した共同事業を促進していくことを基本としていることから、支援の主体は JAXA 及び海外の宇宙機関であることを原則とする。

ただし、自国の企業に対する支援の意思決定過程において、宇宙機関が深く関与し、一定の役割を負う場合には、宇宙機関以外が支援主体となることができる。例えば、宇宙機関のレビューの下で別の Funding Agency が自国の企業への支援を行う場合などが想定される。

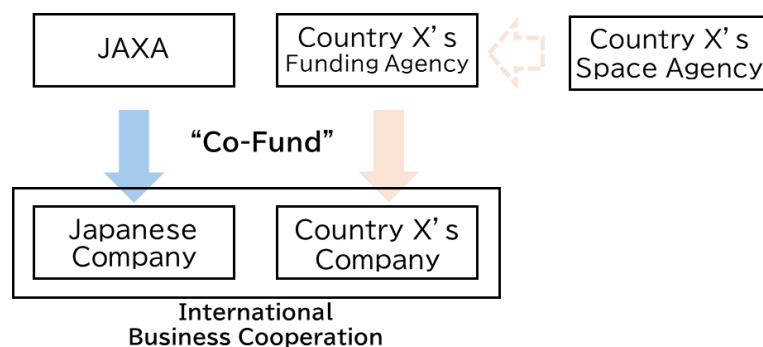


図2 宇宙機関以外が支援主体となる場合のイメージ

(3) Co-fund による支援の対象

Co-fund の対象は、国際市場の獲得を目指した技術・製品・サービスの両国企業共同での研究、開発、実証又は利用開拓の事業（以下、「共同事業」という。）とする。このため、例えば、一方の企業によるもう一方の企業からの、物品・サービスの調達だけでは Co-fund の対象にはならない。

主な支援の客体としては両国の企業を想定しているが、国際市場獲得を目指した共同事業であれば、宇宙機関や研究機関が Co-funded 事業の実施者になることも妨げない。

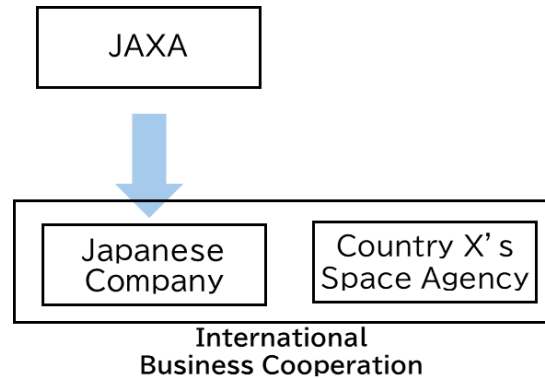


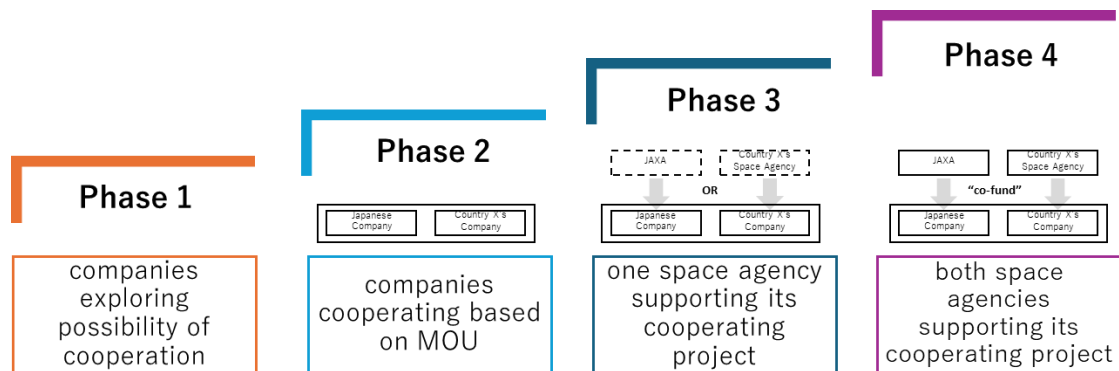
図3 企業と宇宙機関が共同事業を行う場合のイメージ

3. JAXA と相手国宇宙機関による Co-funded 事業の創出に向けたアプローチ

(1) Co-funded 事業推進枠組みにおけるフェーズの考え方

両国の企業による国際市場獲得を目指した取組が Co-funded 事業の状態に達するまでを以下の4フェーズに分けて捉える。

- Phase1: 両国の企業が共同事業先を模索している段階
- Phase2: 両国の企業が MOU 等の文書で合意の上で共同事業を行っている段階
- Phase3: 両国の企業の共同事業に対し、一方の宇宙機関が支援している段階
- Phase4: 両国の企業の共同事業に対し、両国の宇宙機関が支援している段階
(= Co-funded 事業)



(2) Co-funded 事業の創出のために行う両国宇宙機関間の協力

両国の宇宙機関は、両国の企業による Co-funded 事業の創出が望ましいと考える場合には、次のとおり、フェーズアップに向けた取組を行う。

なお、両国の宇宙機関で Co-funded 事業の対象を事前調整し、同時審査・同時採択をする取組では機関間の調整に伴う行政コストが大きいうえ、両国の企業の利益に必ずしも合致するとは限らない。また、JAXA の宇宙戦略基金¹のように、宇宙機関の支援事業には、審査・採択やその観点の設定にあたり国としての自立性が求められる場合も多い。

このため、以下のような段階的な仕組みにより、両国の事業選定の自立性を確保しつつ、同時に機関間協力により企業間の共同事業を促進する設計とした。

A) 両国企業による共同事業の情報共有

海外の宇宙機関が、本枠組みに基づき JAXA と協力をするのが政府間や機関間合等において確認できた場合には、JAXA と相手国の宇宙機関は、相手国企業に関心を持つ企業の情報、当該企業の事業内容、両国の宇宙機関における当該企業への支援の状況、協力フェーズ（Phase1-4）について、それぞれ国内で情報収集を行い、機関間で当該情報収集の結果を共有する。これにより両機関で両国企業による共同事業の状況を相互に認識することができる。

機関間で共有する内容としては、①共同事業を行う両国の企業名、②共同事業の内容、③現在のフェーズ、④両国の宇宙機関への期待が想定される。

B) フェーズアップのための協力

Phase1 については、両国の宇宙機関による BtoB マッチング支援などにより、Phase2 へのフェーズアップを加速する。

Phase2-3 については、Co-funded 事業の創出を目指しつつ、(A) の両国企業の共同事業の情報をもとにフェーズアップのための支援等について必要に応じて議論する。特に、既に一方の宇宙機関において、共同事業に対して支援を行っている Phase-3 の案

¹ 宇宙戦略基金における技術開発テーマとその審査・評価の観点は JAXA ではなく担当省（文部科学省、経済産業省、総務省）が決定するため、Co-fund の対象となる事業は担当省が決定することや、宇宙戦略基金は原則として日本企業等への支援策であることには留意が必要。また、JAXA は相手国の宇宙機関等に対し、宇宙戦略基金において Co-fund が推奨されている技術開発テーマについて情報提供を行う。

件がある場合には、宇宙機関との機関間会合等において一方の宇宙機関による支援内容を共有し、可能な範囲で Co-funded 事業の創出に向けた今後の支援等について議論する。また、それぞれの国の公募型事業を通じた支援の場合、Phase2-3 の提案に対して、加点や積極的な評価を行うことが考えられる。

Phase-4（Co-funded 事業）に対しては、両国企業による国際市場獲得を目指し、機関間会合等で進捗確認や必要な支援に関する議論を行う（相手方の必要に応じて機関間協定等締結含む）。

C) 知的財産の取扱いに関する情報共有・協議

一般的に宇宙機関の支援によって獲得された知的財産の取扱いについては、民間企業同士で議論することが基本であるが、両国の支援事業や制度に準拠することから、両国の宇宙機関は必要に応じて知的財産の取扱いのルールに関する情報共有や協議を行うこととする。

4. JAXA が Co-funded 事業推進枠組みに基づく協力を行う国・地域について

以下の観点を踏まえ、JAXA は本枠組みに基づく協力を行う国・地域を模索し、必要に応じて関係政府機関とも協議の上、順次拡大していく。

- 日本国企業としての相手国企業への連携の期待
- 日本と相手国の宇宙機関におけるこれまでの協力実績
- 相手国における宇宙機関が主体となる支援事業の規模及び内容
- 相手国の官民における日本との連携への期待
- Co-fund に要する人員リソース

以上